

（午後1時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、3番 高本君。

〔3番（高本勝次君）登壇〕

○3番（高本勝次君）そしたら、すいません。昼1番、通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、高野口支所設置問題なんですけれども、6月、9月ということで、しつこいなと言われるかもわかりませんが、何回も取り上げますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、高野口支所設置問題についてでございます。

私は、高野口支所設置問題について、6月議会、そして9月議会にも質問してきましたが、それは高齢化がどんどん進む中で、誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、支所設置問題は高野口地域に限らず、他の地域も同じだと思います。

旧橋本市と旧高野口町との合併協議会で、支所設置はしないと決定済みでございますが、行政の決定は、たとえどんなことでも必ず住民が主体であり、どうであったか検証していきながら、より良い方向に変えていくのが、行政や住民の付託を受けている私たち議員の責務ではないかなと思います。そのことをはじめに申し上げまして、以下の質問を行いたいと思います。

まず一点目、日本共産党橋本市委員会で行ったアンケート調査では、住民の意見として次のようなことが書かれていました。

高齢のため、近くで役所の手続きが済めば、ほんと助かる。そして、高齢なのに、相談の内容によっては市役所に行ってくださいと言われる。また、選挙は期日前も投票日にも行けないときは、棄権してしまっている。さらに、納税や年金、福祉関係の申請手続きを近くできるように何とかしてほしい。また、公民館の相談窓口は、受け付けで専門職員による手続きが窓口でできるように何とかしてほしい。さらに、高齢なので、合併前と同様に必要書類を高野口でできるようにしてほしい。などなど、たくさんの意見が出ています。

特に多かったのが、やはり期日前投票の要望です。高齢化が一層進んでいく中で、深刻な問題になっていきます。合併して約8年少しになりますが、どう対応していくのか具体的な計画を示すことが、行政としての、当然責務ではないでしょうかと思います。

二点目に、合併して約8年少しになりますが、この間に行政として公共施設など地域開発に取り組んできた前進面は、私もよくわかります。こういうように合併したから、高野口町で公共施設をいろいろつくってきた過程があります。

さらに、せやけど、合併後、いろいろ地域住民の要望も出ております。ですから、住民の主体となる行政の立場から、要望に対してどのように応えていくかということでありませう。そこでお聞きします。

例えば支所に嘱託職員を置くとしたら、人件費はどれぐらいかかるのでしょうかと思います。

三点目に、私が9月議会で質問して、答弁をいただきましたが、そのときに高野口地区

公民館に行政相談窓口のあることを広報等で知らない方、先ほど言いましたアンケートでも、そんなんあったのかということで、知らない方がたくさんおられました。行政相談窓口のあることを広報でお知らせすると言っておりましたが、毎月、私、広報を見ているのが載っていないので、お聞きしたいと思います。

大きな項目の二点目で、中学校統廃合問題に関連してお聞きします。

私は、6月議会でもこの問題を取り上げ、質問の答弁で、生徒へのアンケートをとるということを言われました。その結果の集計表をせんだっていただきまして、その中に書いておりましたが、統合する3校のうち1校のみが際立った特徴を示しています。

というのは、統合をやめてほしい。母校が潰れるのは嫌といった回答とか、圧倒的に反対の声になっております。この1校のみがそういう反応が出ておりますが、このことを踏まえて質問いたします。

生徒のアンケート結果は、統合をやめてほしいと答えている生徒が25人おられました。アンケートの結果ですが、嫌な気持ちで行っても楽しくない。いいクラスにならない。人数が多過ぎて困るなど、いろいろ反応が出ておりましたが、統合が楽しみと答えて賛成した生徒は2人だけでございました。

ここで申し上げますが、この集計表をいただいたんですが、その後、新たにまた再集計されたのも、私、いただきました。また、これは事細かく再分割された集計表なんですが、またそれは後ほど申し上げます。

それと三点目、ため池の防災問題でございます。

橋本市内には、ため池が相当数あります。また、南北に活断層があり、防災対策がどこまでできているかがすごく心配でございます。

崖崩れ、土石流、地すべりなどの災害に備える対策が急務です。現状について質問いたします。

まず一つ目は、現在橋本市内にため池は大小合わせて何箇所あるかお聞きしたいと思います。その中で、大雨や地震といったことで災害が起こるおそれのある危険と思われるため池は幾つぐらいあるかお聞きしたいと思います。

二つ目に、ため池の防災対策は、どういった計画で進めているのか。その進捗状況をお聞きしたいと思います。

最後に、大きな四つ目の項目です。小規模企業振興基本法、聞きなれない言葉なんですが、これは政府が今年6月に国会で小規模企業振興基本法を制定しました。

そこにこう書かれております。個人事業者をはじめとする従業員が5人以下の事業者を、正面から応援することを目的にした基本法と書かれております。

具体的には、地方公共団体に対して、それぞれの地域の特性に応じた企画立案をし、実施することを責務とするということになっております。

小規模企業振興基本法は、地方公共団体の責務として、その中で、第7条では、地方公共団体は基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると書かれています。

地方公共団体と国とともども、対策にあたることをうたっています。政府は、具体的な方策については、自治体の判断となりますが、地元の小規模事業者の実態調査することも、一つの有効な取り組みであろうと思いますということを言っています。

例えば住宅リフォーム助成制度は、この基

本法にかなった最も適切な施策だと、私は思っています。本市としても、この小規模企業振興基本法を具体的にこれからどのように取り組んでいこうか検討していかなければならないことなのですが、どうしていこうかいうことを、お考えをお聞きしたいと思います。

以上、この4項目を質問いたします。ここでの一般質問、はじめの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石橋英和君）3番 高本君の質問項目1、高野口支所設置に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）高野口支所設置問題についてお答えします。

まず、住民の要望や高齢化の進行に対して、具体的な計画を示すことが行政の責務ではないかとのご質問ですが、前回の9月議会でもお答えしたとおり、高齢化に伴う諸問題については、高野口地区のみならず、全市的に取り組む必要があると考えています。

現在のところ具体的な計画はありませんが、将来的には地区公民館を拠点とした高齢者支援の仕組みを構築することも必要であると考えています。

次に、嘱託職員の人件費ですが、一人当たり年間約280万円程度が必要と見込まれます。

高野口地区公民館の行政相談窓口の広報についてですが、まずインターネットの公民館のホームページに開設している旨を掲載しました。また、広報はしもと1月号に掲載する予定としており、また高野口地区公民館の公民館だよりも定期的に掲載することとしています。

○議長（石橋英和君）3番 高本君、再質問ありますか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたら、お聞きします。

まずはじめに申し上げます。橋本市の人口は、9月末現在で6万5,784人でございます。そのうち65歳以上の高齢者は、1万8,139人でございます。そういったことで、高齢化率は27.57%であります。ですから、10年後、さらに引き上がるでしょうと、私は思います。

各地区とも同じように高齢化が進んでいきます。9月議会での市長答弁で、そこでは高齢化が進んでいく中で、福祉の手続きをできるだけ市役所に来なくても公民館でできるようなことをこれから取り組んでいきたい。また、公民館を利用して、巡回サービスを行うようなやり方を考えられるんじゃないかということ、ご答弁いただきました。

そこで、各地区で福祉などの行政相談ができれば、それは市民にとって非常に助かるわけでございます。

6月議会での、もう一つ、市長答弁でこうおっしゃってございました。これから来年度に向けて形をつくっていきたいと思いますとおっしゃってございましたので、6月議会から来年度に向けて形をつくっていきたいということでおっしゃったので、私はそういった方向で、行政が市民の期待に応えて、まず実施するプランを持つべきじゃないかということで、6月議会の市長答弁でもおっしゃったことを思いますので、いかがでございましょうかなと思います。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）高齢化がこれからどんどん市全域でますます進む中では、やはり先ほども答弁させていただきましたように、市域の各地区公民館を拠点に何らかの対応は必要であると考えております。

現在年金支給年齢の65歳の段階的な引き上げに伴いまして、職員の雇用と年金の接続を

図る措置といたしまして、多くの自治体で取り組まれております。本市も、年金支給開始に達するまでの希望者を再雇用として、毎年希望者、だいたい10人前後とっているんですけども、例えば10人を再雇用した場合に、それからもう一つは60歳の定年制度がそのまま継続されたということの条件で考えた場合、平成32年度には、職員退職者の再雇用者が30人出てくるというようなことになるわけでございます。

いずれにいたしましても、30人程度の職員の再雇用っていうことになりますと、やはり退職職員でございますので、専門的な知識を有している職員が多いということで、その中からやはり相談チームを立ち上げて、定期的に各地区公民館を巡回して、行政相談に応じていくというようなことも可能ではないかと考えております。

今、毎年希望者10人ということで、お話しさせていただいたんですけども、それが多くの希望者が出てくるっていうことになりますと、もう少し年度が早まりまして、30人に達するのが、だいたい30年度とかそういうことにもなりかねるんですけども、ある程度再雇用者が人数が見込まれた段階で、やっぱりそういう行政相談っていうことを各地区で巡回できるような体制をとっていきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたら、さらに繰り返し質問いたします。

私が、せんだってネットで調べたわけでございますが、そこで少し見たところを申し上げます。

平成22年3月に、政府総務省が平成の合併についてという公表をした調査報告がありました。平成22年3月なんですけども、それを、私は見て、ああこういうことがあるんだなど

思いました。

この報告の中に、市町村合併について、抜粋ですが、次のように書かれております。合併についてでございますが、行政側の評価と住民側の評価は必ずしも同じとはならず、各種アンケート等によれば、住民の反応としては、合併して悪くなった、合併しても住民サービスがよくなったとは思わない。また、良いとも悪いとも言えないといった声が多く出されていたそうでございます。合併してよかったという評価よりも、相対的には合併に否定的な評価がなされているということ、一文ございました。

これは、全国的な相対評価ということであるかと思いますが、総務省の調査でこのような結果が出ているということでございますから、本市としては、合併特例債などを活用して、これまで各地区のまちづくりを進めてきておるところでございますが、10年後、さらに一層高齢化が進むことを考えてみますと、各地区での行政相談窓口の実施が、やっぱり待たれていると、私は思います。

そういった意味で、市財政の厳しい中ではありますが、まずは実施計画をつくっていただきたいということを思いますんで、実施計画をつくるというご答弁をいただきたいなど、私は思うんですけどね。どうでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）行政相談窓口を設置するっていうことに関しては、そういうのを実施計画でつくっていくっていうことにはならないと思います。

全体的な橋本市の計画として、高齢者対策としてどうするべきであるかっていう総合的な判断での計画というのはできるかと思いませんけども、個々に行政相談窓口をつくるかっていうことに対して、計画をつくっていくっていうことにはならないと思います。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）どうしてもそういう答弁になるとは思うんですけども、先ほど申しました総務省の調査報告で、さらにこういうことが書かれておりました。

市町村合併で、支所方式の採用状況と支所機能という項目がありまして、ここではこのように書いております。全国590市町村の回答であります、そこでは支所等は置いていない。590市町村の中でそう答えたところは、わずか五つの自治体のみでございます。全体の0.8%でございます。

合併後の面積規模で申し上げても、100から200km<sup>2</sup>ところで、支所等は置いていないと答えているところも、これはまた1%未満でございます。

当市ではいきさつがありまして、合併協議会で決まったことではございますが、全国的にはこういう結果が出るとんでございます。

総務省の調査でも、こんな結果が出ていますんで、それともう一つ支所機能を重視しているということについてとの問いに、身近な場所での窓口相談機能を希望するという回答が多かったです。これも18%で、幾つかの回答の中で、2番目に多かったところでございます。身近な場所での窓口相談機能を希望するというのが多かったでございます。

そういったことで、先ほども申し上げましたように、総務省の報告も踏まえて、当市独自に各地区で福祉などの行政相談窓口をつくる。これは、やっぱり先ほども申し上げて、繰り返し申し上げますように、市の行政の立場から思い切って、やっぱりそういう方向に持っていくことを、まずはその計画を持つことが望まれるんじゃないでしょうか。全国的にはそうなっているんでございます。だから、ぜひともそういう方向で、計画を持つことは、いつからつくるっていうんじゃない

て、計画をどの段階で進めていくかという、持つことぐらいはできると思うんですけどね。それこそぜひとも示していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）この問題は、支所、出張所の設置とは別な問題であろうかと思えます。これから高齢者の方々が非常に増えていくっていう段階では、先ほど私どもも答弁させていただきまし、議員が質問いただいているところでございますけども、やはり各地区公民館で、高齢者の方々等の相談窓口っていうのは必要であると、高齢化が進む中では必要であると思っております。

ただ、一応体制等も考えた中では、やはり職員の退職者が一番専門的な知識を有しておると。いろんな行政事務に長年携わってきた経緯があるんで、その辺の知識を生かした相談員を設置するというところで考えておりました、それがだいたい再雇用者が30人近くになれば、各地区公民館に相談窓口として巡回できるような体制ができるんであるのかなと、市のほうでは考えているところでございます。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）今ご答弁いただきましたようなことで、それを踏まえてすればいつ頃とめどが出てくるんかと思えますんで、6月議会で市長が答弁していただいたように、来年度に向けて計画をということでおっしゃっていたんで、そんなこともありますんで、急いで何とかしなくてはならないとは、市長さん、思っておられると思うんで、その点ちょっと具体的に計画を持つこと自身は、何ら難しい問題やないと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答

えをします。

6月議会にお答えをさしていただいているんですけども、ただ、先ほど企画部長が言いましたように、要員の問題、また専門知識を持った問題もあります。そして、もう一つ大きいのは、2025年問題っていうことで、地域包括ケアシステムの中でどういうふうを考えていくのかっていうことも、大事な問題だと思います。

私どもとしても、高齢者に対するサービスっていうのは、より充実さしていかなあかんということで、今現在もコンビニを使った収納であるとか証明書の発行であるとかそういうことにも取り組んでおりますし、福祉の問題も同様にできるだけこれから高齢者の方が増えてくるということで、需要も高まることでありますので、地域包括ケアシステム、今計画をつくっておりますから、その中でまたもう少し踏み込んだ議論をしていく。

今市の中にも、消費者相談センターを設置するようにいたしますので、その人材も育ていかなあかんということも、いろいろ今重なってきてまして、できるだけ早期の間にそういうものを設置を考えていく。設置になるんか巡回になるんかっていうのは、財政、人間的な一番心配しているのが人間的な問題っていうのもあります。やっぱりマンパワーが必要になってきますんで、そういうことも含めてこれから逆に職員の研修っていうのもしていかなあかんのかなと。公民館の職員に対しての研修も、その人が休みな場合、誰もかわりがいないっていうんであれば、難しい問題もありますんで、そういうのを総合的に勘案して、やらないというのではなくて、ちょっと時間をいただいて取り組んでいくということでご了解をいただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）努力していただくよう

によりしくお願いいたします。

それでは、1項目めの質問を終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、中学校の統廃合に関する質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）橋本中学校、西部中学校、学文路中学校の統廃合問題についてのご質問にお答えします。

この三つの中学校の統廃合については、今議会に橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてを上程しており、審議いただくことになっています。

議員おただしの児童生徒アンケートについては、9月上旬に橋本中学校、西部中学校、学文路中学校の統合についてのアンケートとして実施しており、対象は教育委員会と関係の小・中学校の校長と協議の上、成長段階を踏まえ、小学校の5年、6年生と中学校1年生としました。

アンケート実施にあたっては、教育委員会の担当職員が各学校で統廃合の内容を説明し、その場でアンケートを記入、その後すぐ回収しましたので、ほぼ100%の回収率です。回答の中には、友達が増える、クラスがえができる、部活が楽しみといった賛成意見がある反面、いじめに遭ったりしないか、受験時に統合するのは心配、統合を1年遅らせてほしいといった反対意見もありました。

教育委員会としては、このような意見を率直に受けとめ、統廃合の時期としています平成28年4月までには、できる限り子どもたちの不安材料を取り除き、魅力ある学校、子どもたちが行きたくなるような学校にしていきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）3番 高本君、再質問

ありますか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）お聞きいたします。

以前にも、6月議会でも申し上げましたが、橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会の答申ということで、このように書かれております。学校の統廃合、再編成は、学習の主体者である児童生徒の意見を聞き取り、計画立案にあたって反映させることが重要であると書かれております。

そこで、このアンケート結果で、統廃合の反対意思を示しているという点では、統合をやめてほしい、また反対と言っている回答が、このアンケートによりますと、3校合わせて15人、嫌な気持ちで行っても楽しくないと言っているのが3校合わせて9人、統合を1年遅らせてほしいと言っている生徒が7人おりました。3校合わせると、相対的に反対と意思表示と思われる回答が103人中約30%の31人が、何らかの理由で統廃合に反対の意思を示しているように思います。

先ほど言いました答申で書かれているように、児童生徒の意見を反映させることが重要であるとなっています。これから学校側から児童生徒に説明したり、納得させることで済ましてしまうという形に進んでいるように、私は思います。そんなことで、この委員会の答申で言われているような児童生徒の意思を尊重するという意味で、統合ありきの立場に立っているからこそ、こういうような形に進んでいるように私は思いますので、そういう意味では、児童生徒の意思を尊重するというような今の状況を見ていると、思いませんですねけど、どういうふうに理解されているんですか。お願いします。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）3番議員のご質問にお答えします。

先ほど議員もおっしゃられましたけども、橋本市小中学校適正規模・適正配置検討委員会提言が、平成22年2月に出されました。これは答申として受けました。この答申につきましては、19人のいろんな方がいろいろな議題をもとに8回会議を重ねて答申を出していただいています。

この答申の骨子になるのは、子どもの権利条約を中心にして、特にその第3条にあります子どもの最善の利益ということで、答申を出していただいています。

そこで、高本議員おっしゃられたとおり、計画立案にあたって子どもの意見を反映させるということが大切であるということで書かれております。これも確かにそのとおりでございます。

アンケートの内容を見せていただきますと、例えば一例ですけども、全て全文を読まさせていただきました。こういう文章もあります。教育委員会の言っていることはよくわかるが、統合には反対です。生徒数が多くなることは非常にいいことだが、今のクラスのままがいい。これはもう全て反対に入れてありました。1度目といたしますか、9月下旬から10月初旬に行いました統合準備会では、それをトータルして25人と入れてありましたけども、議員がおっしゃられた部分は、11月に行いました保護者説明会の部分、またご覧いただいたと思うのですが、その内容につきまして見てみますと、例えば受験期に統合するのは心配であるとか、いじめが起こる可能性があるから対応をちゃんとしてもらわないと反対である。また、西部中学校の先生とは離れたくない。また、西部中学校のこのクラスがいいので反対である。

私たち教育委員会としましては、確かに西部中学校区、西部中学校の生徒に反対意見が多いというのは事実です。これは、逆に言

いますと、西部中学校の1クラス32人の子どもたちが、その32人の中で仲間づくりもできていますし、学級経営も一生懸命やられた成果であると考えています。そういう意味でいうと、32人の子どもたちが自分たちのクラスを離れたくないというのは、やはり学校運営の成果であると捉えています。

28年4月に統合する場合、それまでに私たちもそういう学級経営、学校運営ができる学校を3校につくり上げていきたい。そして、西部中学校の子どもたちも第1回目の統合をする新しい中学校を卒業して、自分たちが新しい中学校をつくるんだという意欲を持って、新しい中学校に進学できるような土壌をつくっていききたい。あと1年数カ月ございます。教育委員会、全力を挙げてそれに取り組んでいきたいと考えています。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）今ご答弁いただきましたが、1年少しあるから、これから時間をかけてということで、結局のところ、統合ありきが先に決まっても、生徒の皆さんは納得してくださいという形になっているように見えます。

だから、私の申し上げたいのは、急いでやることはないのではないかと。今の生徒の気持ち、アンケートに書かれているように、3校合わしても3割の方が不安を持っているわけなんですから、それを押し切ってやるのが、今そんなに急いでやらなくてはならない問題かなとすごく思うんですけども、その辺で、なぜ急いでやらなあかんという問題があるんでしょうかね。お聞きします。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）先ほどお答えさせていただきましたように、答申が平成22年2月に出しております。それから地元説明会、また統合準備会、それから関係する校長会、それ

から会長会等を重ねてまいりました。

例えば各中学校区の統合準備会につきましては、平成23年度から20回、もう既に行っております。そして、地区住民また保護者の方々の説明会につきましても、24回行っております。また、紀見地区等につきましても、このことについては説明会を平成23年に行っております。また、パブリックコメントも平成23年に3,000軒のおうちを対象に行っており、六つの個人ないし団体のパブリックコメントもいただいています。

そういう取り組みを重ねておりますので、その中で出てきた最初の議論は、かなりの部分、登下校に関する部分でありました。徐々に徐々に教育内容に関する内容が出てきたのが、平成26年ぐらいからです。どんどんどんどん、28年に統合しますということの中で、教育問題に関するものが出てきました。通学路、登下校に関する問題、また体育館に関する問題、その他一つ一つ出てきた質問につきましては、その都度会議を開いて、どうしていくかということを検討して、また返してまいりました。

確かに慌ててという、今になって慌ててという議論もあろうかと思えますけども、平成22年からの取り組みでございますので、慌てて取り組んだというふうには、私たちは考えておりません。

以上です。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）慌ててでないようにおっしゃいましたが、私はアンケートをとるのが遅かった。そんだけ早くから審議会、いろいろ委員会の専門家の人たちの意見を審議されておったのに、その過程から、なぜ生徒の声を聞かなかった。そうすればよかったと、私は思うんですわ。統合直前になってアンケートをとって、はい、もうこれで私たちは決



めましたから、それに何とか納得していただきたいという、ちょっと話の進め方が、生徒の人たちの声をもっと22年から、そういう話があったときから、どうなんかなということ、生徒たちの声を聞くということをやれば、こんなことはならなかったと、私は思うんです。

だから、そういう意味ではちょっと慌てていうよりも、慌ててなっているんじゃないですか。

せやから、子どもたちの意見を聞くということが、何か後になってしまって、だからもう本当にここまで来てしまったら、統合ありきってなってしまうように、現実そうじゃないですか。

だから、そういう意味では、私が申し上げているように、ちょっと慎重に一段落置いて、時期をずらすべきやと私は思ったりするんですけどね。だから、そうじゃないですか、教育長。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）時期っていうのは、非常に難しい部分がございます。いつ統廃合しても、例えば受験期っていう時代を迎える子どもは、どの時代にもおります。それから、平成22年、23年にアンケートをとる場合、今の例えば小6の子どもは小3、小2の年代になっております。だから、発達段階でいいますと、なかなかアンケートに答えられるだけの発達段階ではないと考えています。発達段階でいうと、やはり小学校5年より上であろうと捉えております。

それと、確かにこれは今まで橋本市が行ってきた統廃合について大きな問題であると、教育委員会としては捉えています。子どもの成長、発達にとって、どちらのほうか、例えば少人数のままいくほうがいいのか、統廃合して最低クラスがえのできる学校を維持す

ることが、子どもの発達にとっていいのか。その選択の大変重要な部分であろうかと思っています。

やはり子どもたちにとってさまざまな条件が悪いことがあったとしても、統合することによっていろいろな子どもと出会い、いろいろな考え方の子供と触れ合うことで、やはり子どもは成長する。そういう意味で言いますと、私たち教育委員会がやろうとしている統廃合の取り組みというのは、やはり公立中学校を元気にする取り組みである。そのように考えています。どうかご理解いただければ幸いです。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）せやけど、この件の質問でちょっとお聞きしたいんですけども、教育長にお聞きします。

海外では、欧米では、20人を超えともうクラスを変えているんです。クラスをつくっていつているんです。海外で20人、ほとんどのところがそうされております。それは、結局世界的な学力のニュースでも聞きましたが、日本よりも海外のほうがすごく学力がいいという結果が出ております。

少人数のよさというか、やっぱりきめ細かく生徒に目が行き届いて、親切に教えられるというのがメリットが大きいものがあります。学力向上ということをめざすのであれば、そのほうがいいのかと思うんですが、海外ではそうなっているんですね。その辺で日本との違いが大きいんですけど、それをお聞きして、どんな感じで思いますか、教育長。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）確かに生徒の人数が少ないっていうんか、適正な人数っていうのは必要だろうと思っています。例えば40人というのは、今の子どもについてはかなり数が多い。私自身考えるのは、25人から30人規模

の学級で、3クラスないし4クラスが1学年にふさわしいと考えています。

今議員おっしゃられた、例えば20人という規模の学校であっても、その学校が単クラスであるのかどうかということもございます。職員定数の部分で言いますと、やはり35人学級という部分もありますし、職員定数の枠もでございます。

今度統合できた場合に、恐らく12クラスになろうかと思えます。または13クラスの場合もでございます。職員で言いますと、規則上では、12クラスでは19人の職員、校長は抜きです。抜いての19人の職員になります。13クラスですと、20人の職員になります。ただ、今回については、できるだけ県のほうにお願いして、加配教員をいただきたい。最低4人はいただきたい。あと市の非常勤の講師の先生を入れていきたい。そして、例えば三十数名の学級であっても、学校努力によって少人数学級、つまり分割した学級での授業を行っていきたい。それにつきましての条件整備は、これからの私たちの努力にかかっていると思っています。

やはり私自身も、25人ないし30人の1クラスで、3学級ないし4学級が望ましいんではないかと考えています。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）私、気になっていたことが加配、統合直後は加配の先生、4人ぐらいはということをおっしゃっていたんで、ぜひこの4人、お願いします。

この項目、質問を終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目3、ため池の防災に関する質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（笠原英治君）登壇〕

○経済部長（笠原英治君）ため池の防災問題

についてお答えします。

まず、橋本市内のため池の数ですが、農業用ため池として把握しているものは、個人池を含め大小合わせて612箇所です。大雨のときには、洪水調整池の役目も果たしています。

次に、大雨、地震等で災害が起こるおそれのある池の数ですが、橋本市地域防災計画では、水防法に基づき市内35箇所のため池を重要水防箇所として指定しています。指定の基準は、被害想定範囲内に人家、主要道路、公共施設等が存在しており、決壊時の被害が甚大になるおそれのあるもの、改修工事中などで警戒を要するものなどとしています。

また、和歌山県が平成25年度に策定したため池改修加速化計画では、貯水量10万 $\text{m}^3$ 以上、あるいは堤高さ10m以上の55箇所のため池を、警戒すべきため池としています。

次に、ため池の防災対策ですが、ため池の被災原因の約9割は豪雨によるもので、近年多発する集中豪雨により、ため池の貯水、放流、排水能力等を上回る被災リスクの増加が懸念されます。また、近い将来発生すると言われている東南海地震によって、ため池の決壊に至るのではないかと心配されます。

なお、市内のため池の日常管理については、水利組合や地元の受益者を主体にお願いしているところであり、さらに維持管理の徹底を周知、啓発をするため、県の協力を得ながら、効率的な防災、減災対策を計画的に推進しています。

具体的には、55箇所の警戒すべきため池を含め、受益面積0.5ha以上かつ貯水量1,000 $\text{m}^3$ 以上等のため池223箇所に関して、本年度からため池一斉点検を実施しています。これによって、危険度の高いため池の再確認を行うとともに、早急に対策を講ずべきため池を把握し、実情に応じた部分改修や不要ため池の廃止、受益地に見合った貯水制御など、限られ

た整備コストの中で、広く防災、減災対策が講じられるように努めています。

また、ソフト面での減災対策として、昨年度より警戒すべきため池と受益面積2ha以上のため池、または受益面積0.5ha以上で貯水量1,000m<sup>3</sup>以上のため池175箇所について、決壊を想定した減災対策の資料ため池ハザードマップの作成業務を進めています。

市民が迅速かつ安全に避難するために、どこまで浸水するのか、どこに避難路や避難場所があるのか、緊急時の連絡先はどこかなどを明確に示したマップ資料を、水利組合や自主防災組織、地域住民等とワークショップを行い、共同作成しているところです。

昨年度は引の池下池と岩倉池の2箇所を、今年度は市内64箇所のため池を対象に実施しており、現在対象地域でワークショップを行っています。また、次年度、残りの109箇所のため池に関しても、順次実施する予定です。

○議長（石橋英和君）3番 高本君、再質問ありますか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）時間がありませんので、この項目はこれで終わらせていただきます。

次の項目で。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目4、小規模企業振興基本法に関する質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（笠原英治君）登壇〕

○経済部長（笠原英治君）小規模企業振興基本法についてお答えします。

中小企業庁の資料によると、この法律は、一つ目に小規模企業は人口減少、高齢化、海外との競争の激化等、我が国経済の構造的変化に直面している。他方、日本全国に景気的好循環を浸透させ、地方にも強靱で自律的な経済を構築するためにも、雇用を支え、新た

な需要にきめ細かく対応できる小規模事業者の役割が重要であるとしています。

二つ目に、平成25年に改正した中小企業基本法では、小規模企業に対する中小企業施策の方針を位置づけられたが、今回はこれをさらに一歩進め、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築すべく、基本法を作成することが必要であるということの二点を背景として、本年6月の通常国会で成立したものです。

そのポイントは、基本原則、各主体の責務、基本計画、基本的施策の四つに大別されますが、議員おただしの市内の小規模事業者の活性化振興を目的とする住宅リフォーム助成制度については、基本的施策のうち、地域経済の活性化に資する事業に当てはまるものと理解しています。

議員のご指摘のとおり、この助成制度は、各地でさまざまな形で実施されており、一定の効果を上げていることも承知しているところです。

しかしながら、対象経費や限度額設定など制度設計の条件設定により差異はあるものの、苦しい財政状況にあって、事業費全てを市単独で実施するには負担が大きく、財政確保が困難であると考えているところです。

また、依然としてリフォームによる個人資産に税金を投入する問題や、新興住宅地域の住民に多く見られる市外の住宅メーカーに建築施工を依頼し、リフォームも同じ住宅メーカーに依頼する場合、補助対象外になるなど、市民間に生じる不公平感の問題もあります。

本市では、現在実施している市内商工業者に幅広く支援を行う利子補給制度や、産業振興基金の活用が、むしろ地域経済の活性化につながるのではないかと考えています。

その一方、国ではまち・ひと・しごとづくり等地方創生に関する施策が検討されており、

各地域の実情や将来性を踏まえた持続可能な施策の支援や、ひと・しごとの移転・創出を図り、これを支えるまちづくりを直接的に支援することが基本原則として掲げられていることから、今後これらのことに関連して、何らかの補助メニューが示されることも考えられますので、国の動向を見ながら、実施の可能性を検討したいと考えます。

○議長（石橋英和君）3番 高本君、再質問ありますか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたら、お聞きします。

データですけれども、この基本法に基づいて、私、質問を申し上げたように、住宅リフォーム助成制度は、そういった5人以下の従業員の小さな業者の仕事に仕事が回るということで、すごく効果が抜群ということで、全国的に評価されているところでございます。

例えば北海道では、179自治体のうち69自治体で実施しています。青森県は40自治体のうち13自治体、岩手県は33自治体で23自治体でやっています。近畿では、兵庫県41自治体中17自治体で実施されています。滋賀県は19の自治体のうち10自治体でやっております。

そこで、ちょっと申し上げます。この小規模企業振興基本法なんですけど、地元の業者に仕事を依頼するというので、地元の業者に仕事がたくさん回るということで、すごい効果があるということで申し上げます。

それで、現政府は、今年度、2014年度予算で、長期優良住宅リフォーム補助、補助率3分の1で、1戸当たり上限100万円のこれを、今年度、政府は長期優良住宅リフォーム助成というのを始めました。これも、申し込みは既に済んでいるわけですが、そういったことで、これまで各自治体でも出ているんですが、個人資産の形成に資するものに税

金を使えないということ、繰り返し各自治体でそういう意見が答弁では出されております。

現に、政府自身が補助金を出しているんです。だから、そういう意味では、個人の資産に税金を投入するということは当たらないと、私は思います。

そういうことで、この助成金については、一部地元の皆さんにできるだけ多く行き渡るということで、補助金のうち一部を商品券にすれば、小さな商店にも買い物にいられて、反映されるということで、一部そういった形ですれば、商店の人たちも潤うということで、そういう意味では、すごく住宅リフォーム助成というのは、やり方によってはもう抜群の効果があるということで、全国的に進んでおります。

13年度は、95自治体が前年度から増えておりまして、全国では現在628自治体で実施されています。

そこで、私はお聞きしたいんですが、難しいというこれまでの当局の答弁も何度かございましたが、そうではなくて、まずは実施している628自治体、何でもまたそんなたくさん自治体を実施しているか。できないということではなくて、それだけの自治体がされているということは、できないんじゃないかと、やってみて、それで効果があるからやっているんだと、私は思います。

ですから、私の申し上げたいのは、そういう実施している自治体のところへ、実際に足を運んで、目で見て確認する。そのためには費用も要るかと思うんですが、私のきょう申し上げたいのは、そのための調査費をつけていただきたい。今すぐ実施してほしいということを申し上げているのではなくて、全国の628自治体もやっているんですから、自分たちの目で確かめて、疑問のあるところをそこで確

認する。自分たちの橋本市でできないのかどうか検討することぐらいはできると思うんです。

それも聞く話ではなくて、一歩足を運んで、628自治体が現にやっておるわけですから、そこへ行って確かめる。自分の目を見て確かめる、調査することを、私たち議員も含めて、当局もそのための調査費をつけていただきたい。私は、きょうの質問でどうしてもこの回答だけはいただきたい。そう思っているんですけども、これに何も抵抗する問題はないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）このリフォーム制度の補助金については、個人の持ち家に対しての評価を上げる、そういう資産に対して税金を投入する問題だけではなくして、業者の競争力を低下させ、市民の本当の利便性というのを、かえって後退させる可能性はないのかという懸念もあります。

それと、リフォームできる家は、比較的裕福な家になってこようかと思うんですが、リフォームもできないような方から税金をいただいて、それをいわゆる富裕層に配分していくことに関してもいかなものかという問題点が、これは全国的にそういうことが言われています。

本市としましては、この中小零細事業者の今の状況というのは、非常に把握しておりますので、そういう方に対して、現在商工業活性化のための資金を借りていただいた方に、利子補給金や信用保証料を補助していく施策が、かえって公益的に有効ではないかという判断の中で、これはほかの市町村であまりやっておきませんので、むしろこの部分を充実させていくことが大切だということで、現在全国的なそういうリフォーム補助制度の内容についてもいろいろやっておるところの検討

も、デスクワークですがやっております。現地には行っていませんけど。そういうことも含めて、現状を維持していきたいと考えております。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）今部長おっしゃったように、わかります。そういう補助を出して、中小企業支援をやっていることはもう重々、それはそれですごく効果のあることで、私はそう思います。

確かにそれはあるんですけど、私が申し上げているのは、補助金をいただくという、申請する業者はおるでしょう。しかし、現に今仕事がないんです。仕事がないのに補助もいただけないでしょう。だから、仕事をつくることを、進んで行政がやってあげなくては打開できない。

橋本市内で、5人以下の業者はたくさんあると思うんです。だから、そういう意味で、仕事をつくることをまずやってあげなかったら解決できない。何ぼ補助金を出しても。仕事がないのに、補助金を出すこと、申請すらできない。仕事がないんだから。

だから、その仕事をつくるいうことに効果のあるということで、申し上げているわけでございます。だから、現に実際にやっているところは、けったいなことやっているなど思っているのかどうかお聞きしたい。やっぱり実際に628自治体がやっているんでございます。何でやっているんかいうことを、直接行って、当局の市長さんにも、助役さんにも行って聞いてくればいいと思うんですよ。そのための調査費も要るでしょう。だから、私は申し上げているのです。調査費をつけて、当局自身も、議員自身も視察に行くとかしてやっていただきたい。できないという、先ほど部長はおっしゃいましたけど、できない理由になっていないんじゃない。だから、今おっしゃっ

たようなそういう不安があること、だから聞きに行くんです。それをしてほしいと、私は申し上げているんです。何も難しいことはない。聞きに行って、困ったことが起こるんです。あれですけど。だから、私はその調査費をつけてほしいということを申し上げているのでありまして、そのことをぜひともお聞きしたい。お願いします。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）調査していくかど

うかにつきましては、内部でまた検討させていただきます。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石橋英和君）3番 高本君の一般質問は終わりました。

この際、2時15分まで休憩いたします。

（午後1時59分 休憩）